

これまでの議論を踏まえて更に検討を 要する事項について

(論点1 訪問サービスの機能強化)

② 登録定員の見直し

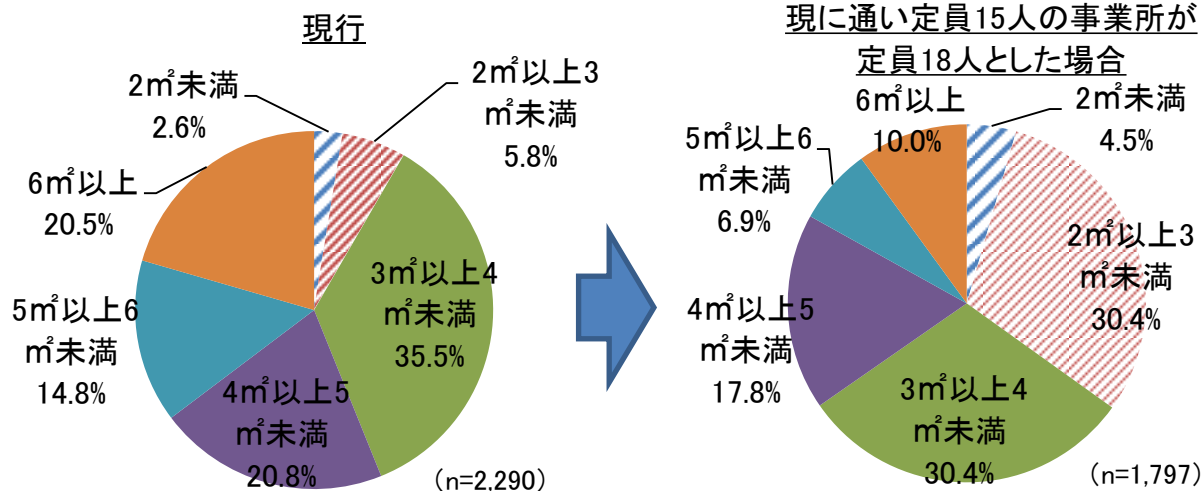
- ・ 現行の登録定員(25人以下)を引き上げてはどうか。

対応案

(下線部は前回(第111回)の議論を踏まえた修正箇所)

- ・ 小規模多機能型居宅介護は地域密着型サービスであることを踏まえ、登録定員を29人以下とする。
- ・ 登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所について、居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、「通い定員」を18人以下とすることを認める。なお、「泊まり定員」については、利用実態等を踏まえ、現行のとおりとする。

(参考1) 居間及び食堂の「通い」利用者1人あたり床面積



(参考2) 平均利用状況

(n=1,450)	
登録者数(平均)	18.1人
1日あたり通い利用者数	10.6人
1日あたり泊まり利用者数	4.3人

【出典】(参考1) 厚生労働省老健局調べ(平成25年度末)

(参考2) 平成25年度老健事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」(全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会)

論点3

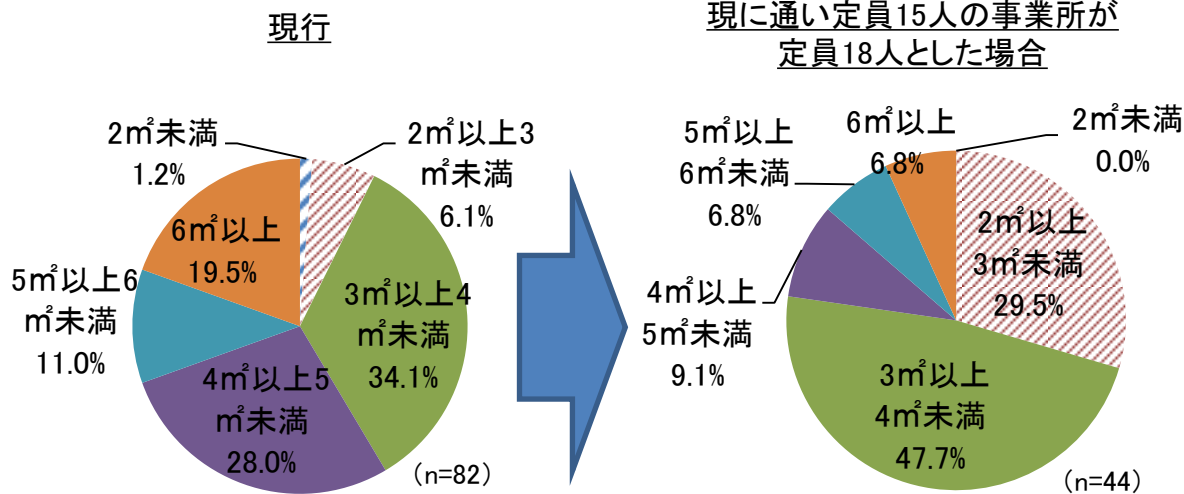
現行の登録定員「25人以下」を引き上げて「29人以下」としてはどうか。

対応案

(下線部は前回(第111回)の議論を踏まえた修正箇所)

- 複合型サービスは、地域密着型サービスであることを踏まえ、登録定員を29人以下とする。
- 現に事業を行う複合型サービス事業所が登録定員を拡大する場合には、「現に利用する者へのサービスの提供に支障を来さないよう、訪問サービスの提供など、必要な配慮を行うこと」を解釈通知に規定する。
- 登録定員が25人を超える指定複合型サービス事業所について、居間及び食堂を合計した面積が、「機能を十分に発揮し得る適当な広さが確保されている場合」には、「通い定員」を18人以下とすることを認める。なお、「泊まり定員」については、利用実態等を踏まえ、現行のとおりとする。

(参考1) 居間及び食堂の「通い」利用者1人あたり床面積



(参考2) 平均利用状況

(n=101)

登録者数(平均)	15.6人
1日あたり通い利用者数	8.4人
1日あたり泊まり利用者数	3.3人

【出典】(参考1)厚生労働省老健局調べ(平成25年度末)

(参考2)平成24年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査(平成26年度調査)「複合型サービスにおけるサービス提供実態に関する調査研究事業」

(参考) 「自己評価」と「地域からの評価」のポイントとプロセス

8(1)③、8(2)②、
8(3)③

【小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護における評価のポイント】

- ◆全職員が自らを振り返り、自己評価を行うこと
- ◆自己評価をもとに、事業所全体で振り返り、話し合い、共有すること
- ◆運営推進会議等で、自己評価の結果を報告し、かつ、地域からの意見をいただき、運営に反映させること
- ◆自己評価及び地域からの評価を毎年繰り返しながら、質の向上を図っていくこと
 - ⇒評価をスタッフ全員で行い、話し合うことでチーム作りになり、提供するサービス内容の“振り返り”になる
 - ⇒地域の方々の事業に対する理解が進む
 - ⇒地域からの評価を行う運営推進会議等に、行政や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が参加することで、客観性の担保と理解の促進につながる

【小規模多機能型居宅介護における評価のイメージ】

